

# ○海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達

昭和 34 年 9 月 28 日  
海上自衛隊達第 77 号

- 改正 昭和 36 年 6 月 12 日 海上自衛隊達第 43 号〔自衛隊法第 15 条、第 16 条及び第 17 条の 2 の改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達 29 条による改正〕
- 昭和 36 年 9 月 1 日 海上自衛隊達第 63 号〔自衛隊法施行令第 15 条から第 22 条の 5 までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達 18 条による改正〕
- 昭和 37 年 4 月 12 日 海上自衛隊達第 25 号〔海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達の一部を改正する達附則 2 項による改正〕
- 昭和 37 年 7 月 16 日 海上自衛隊達第 54 号〔海上訓練指導隊群の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 10 条による改正〕
- 昭和 37 年 12 月 21 日 海上自衛隊達第 114 号〔雑船の改称に伴う関係達の整理に関する達 4 条による改正〕
- 昭和 40 年 1 月 30 日 海上自衛隊達第 7 号〔第 1 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 16 条による改正〕
- 昭和 40 年 7 月 31 日 海上自衛隊達第 62 号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達 4 条による改正〕
- 昭和 43 年 7 月 26 日 海上自衛隊達第 44 号〔第 1 次改正〕
- 昭和 46 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 17 号〔揚陸隊等の名称改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正〕
- 昭和 49 年 3 月 8 日 海上自衛隊達第 12 号〔第 2 次改正〕
- 昭和 51 年 9 月 25 日 海上自衛隊達第 35 号〔第 3 次改正〕
- 昭和 51 年 10 月 29 日 海上自衛隊達第 40 号〔給油艦の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕
- 昭和 53 年 6 月 30 日 海上自衛隊達第 24 号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 6 条による改正〕
- 昭和 55 年 3 月 13 日 海上自衛隊達第 6 号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 8 条による改正〕
- 昭和 56 年 2 月 10 日 海上自衛隊達第 7 号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 12 条による改正〕
- 昭和 57 年 2 月 2 日 海上自衛隊達第 1 号〔第 4 次改正〕
- 昭和 60 年 3 月 19 日 海上自衛隊達第 4 号〔潜水艦救難母艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕
- 昭和 61 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 8 号〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕
- 昭和 62 年 5 月 21 日 海上自衛隊達第 13 号〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 2 条による改正〕
- 昭和 63 年 3 月 2 日 海上自衛隊達第 9 号〔輸送艇 1 号の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕
- 昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 16 号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第 51 航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 4 条による改正〕
- 昭和 63 年 12 月 13 日 海上自衛隊達第 43 号〔第 5 次改正〕
- 平成元年 11 月 21 日 海上自衛隊達第 40 号〔第 6 次改正〕
- 平成 3 年 1 月 30 日 海上自衛隊達第 3 号〔音響測定艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 5 年 3 月 16 日 海上自衛隊達第 5 号〔掃海艦「やえやま」の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 5 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 9 号〔第 1 ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

平成 6 年 10 月 6 日 海上自衛隊達第 26 号〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 8 年 11 月 28 日 海上自衛隊達第 28 号〔機雷敷設艦の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

平成 9 年 4 月 9 日 海上自衛隊達第 15 号〔掃海艇 7 号型の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 10 年 3 月 10 日 海上自衛隊達第 9 号〔掃海管制艇の就役等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 10 年 12 月 25 日 海上自衛隊達第 42 号〔哨戒艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 11 年 3 月 30 日 海上自衛隊達第 8 号〔自衛隊における感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 14 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 25 号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 9 条による改正〕

平成 14 年 6 月 5 日 海上自衛隊達第 36 号〔第 7 次改正〕

平成 16 年 4 月 6 日 海上自衛隊達第 11 号〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

平成 16 年 8 月 6 日 海上自衛隊達第 22 号〔第 8 次改正〕

平成 18 年 3 月 27 日 海上自衛隊達第 9 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達 6 条による改正〕

平成 18 年 4 月 3 日 海上自衛隊達第 20 号〔第 1 海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達 4 条による改正〕

平成 25 年 4 月 10 日 海上自衛隊達第 13 号〔海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 26 年 3 月 24 日 海上自衛隊達第 9 号〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 1 条による改正〕

平成 26 年 5 月 29 日 海上自衛隊達第 16 号〔第 9 次改正〕

令和 2 年 9 月 30 日 海上自衛隊達第 49 号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 2 条による改正〕

令和 6 年 3 月 7 日 海上自衛隊達第 9 号〔第 10 次改正〕

令和 6 年 3 月 21 日 海上自衛隊達第 14 号〔掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正〕

海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達を次のように定める。

海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、艦船事故調査及び報告等に関する訓令(昭和34年防衛庁訓令第3号。以下「訓令」という。)第14条の規定に基づき、海上自衛隊における艦船事故調査及び報告等に関して必要な事項を定めるものとする。

(艦船事故の範囲)

第2条 訓令第2条第1項第2号に掲げる事故の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 船体強度材・水密油密構造並びに主機・ボイラー・主要補機、軸系及びプロペラに損害が生じた場合

(2) 揚錨装置・舵取装置・舵・艦内電源装置・艦底弁・航海機器及び電波機器に損害が生じた場合

(3) 錨・錨鎖・ボート及び救命筏等主要な属具が滅失し、又はき損した場合

(4) その他艦船の運航に係る重要と認められる損害が生じた場合

2 訓令第2条第1項第3号に掲げる艦船の運用に関連する事故の範囲は、次の各号のいずれかによって人員の死傷(行方不明を含む。)又は他の施設若しくは物件の滅失若しくは損壊を生じた場合をいう。

(1) 運航

(2) 艦上における訓練その他の諸作業

(3) 揚錨装置、舵取装置、電源装置、航海機器、電波機器、水測機等の操作取扱い

(4) 主機、ボイラー、補機等の運転又は操作取扱い

(5) 装備武器の操作取扱い

(6) 設備、属機、附属品等の操作取扱い

3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げるすべてに該当する場合は、艦船事故に含まないものとする。

(1) 通常運航に支障がない場合

(2) 600万円以上の修理額を要しない場合又は乗員で修理し得る場合

(3) 人員に死亡又は負傷がない場合

(4) 自衛隊に属さない船舶、施設又は物件に損傷がない場合

(艦船の損害の程度の種類)

第3条 訓令第4条第2号にいう大修理とは、次の各号に掲げる艦船についてそれぞれ当該各号に定める復旧額を要すると認められる場合又は1箇月以上の復旧工事期間を要すると認められる場合をいう。

(1) 護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海母艦、ミサイル艇、輸送艦、練習艦、練習潜水艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、潜水艦救難母艦、試験艦、試験潜水艦、補給艦及びエアクッション艇については1億円以上

(2) 掃海艇、輸送艇及び特務艇並びに基準排水量1,000トン以上の支援船については

3, 000万円以上

(3) 基準排水量200トン以上1, 000トン未満の支援船については2, 000万円以上

(4) 基準排水量50トン以上200トン未満の支援船については1, 000万円以上

(5) 基準排水量50トン未満の支援船については600万円以上

(艦船事故調査委員会の設置)

第4条 訓令第8条第1項の規定に基づき、海上幕僚監部に艦船事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員長、委員及び海上幕僚長が必要に応じ隊員のうちから指名する専門委員をもつて組織する。

(1) 委員長 海上幕僚監部監察官(以下「海幕監察官」という。)

(2) 委員 海上幕僚監部人事教育部教育課長

海上幕僚監部防衛部運用支援課長

海上幕僚監部装備部艦船・武器課長

海上幕僚監部総括副監察官(以下「海幕総括副監察官」という。)

海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事の運営を総括する。

3 委員は、委員会に出席して議事に参加する。

4 専門委員は、専門事項について委員会の議事に参加する。

(幹事)

第6条 委員会に幹事1名を置き、海幕総括副監察官をもつて充てる。

2 幹事は、委員会の議事の運営について委員長を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、海上幕僚監部副監察官が処理する。

(艦船事故に伴う報告の区分)

第8条 艦船事故に伴う報告の区分は、艦船事故速報、艦船事故詳報及び艦船事故調査報告書（以下、「艦船事故諸報告」という。）とする。

第9条 削除

(艦船事故発生時の処置及び艦船事故速報)

第10条 艦船事故が発生した場合は、当該事故艦船の長は、訓令第6条の規定による処置を行うとともに、直ちに艦船事故速報によりその所属する上級の部隊等の長及び海上幕僚長に報告し、関係の部隊等の長に通報するものとする。この場合において、艦船事故速報に記載する事項は、訓令第7条第1項各号に掲げる事項について判明した事項とする。

2 艦船事故の発生地又は最寄りの部隊等の長は、訓令第6条の規定による処置を行うとともに、当該事故艦船の長が艦船事故速報を行うことができないと認めた場合には、前項後段の規定により速やかに海上幕僚長に報告し、関係の部隊等の長に報告又は通報するものとする。

3 艦船の長及びその上級の部隊等の長は、艦船事故発生時の処置を円滑に実施するために必要な報告・通報要領を定めておくものとする。

(艦船事故詳報)

第11条 前条の規定による報告を受けた事故艦船の所属する上級の部隊等の長は、委員会又は第19条に規定する部隊等の艦船等事故調査委員会が必要と認める場合にあっては、事故発生後遅滞なく別紙第1の形式による艦船事故詳報（以下「事故詳報」という。）を順序を経て海上幕僚長に提出するとともに、その写しを関係の部隊等の長に送付するものとする。

(艦船事故調査報告書)

第12条 委員会は、艦船事故調査（以下「事故調査」という。）を実施し、別紙第2の形式による艦船事故調査報告書（以下「事故調査報告書」という。）を作成して事故発生後3箇月以内に海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、海上幕僚長の承認を得て、その期間を延長することができる。

2 委員会は、前項の規定による事故調査に際し、事故艦船の所属する上級の部隊等の長による現地調査を適当と認める場合は、これを当該部隊等の長に依頼しその調査資料に基づき、当該事故の原因等が比較的簡単な場合は、前条の事故詳報に基づき、それぞれ事故調査報告書を作成することができる。

3 海幕監察官は、委員会の作成した事故調査報告書の写しを関係の部隊等の長に送付するものとする。

(試験等の委託等)

第13条 委員会は前条の調査を行うに当たり、必要と認める場合は、委員会を構成する者以外の者に所要の試験等を委託し又は専門的な意見を求めることができる。

(「小事故」等の調査及び報告等)

第14条 「小事故」及び「その他の事故」については、海上幕僚長が特に指定する事故の場合を除き、第12条第1項の規定にかかわらず、事故艦船の所属する上級の部隊等の長が事故調査を行い、別紙第2の形式により事故調査報告書を作成して事故発生後2箇月以内に順序を経て海上幕僚長に提出するとともに、その写しを関係の部隊等の長に送付するものとする。ただし、特別の事情があるときには、海上幕僚長の承認を得て、その期間を延長することができる。

第15条 削除

(追加報告)

第16条 部隊等の長は、第8条に定める艦船事故報告を行った後、未確認事項の確認、状況の変化等により新たに報告すべき事項又は既報告を訂正すべき事項が発生した場合には、その都度報告するものとする。

(艦船事故諸報告等の実施要領)

第17条 艦船事故諸報告及び第20条に規定する事故防止対策実施状況報告の実施要領は、別紙第3のとおりとする。

(再調査)

第18条 海上幕僚長は、事故調査の結果が不十分と認める場合は、再調査を命ずるもの

とする。

(部隊等の艦船事故調査委員会)

第19条 防衛大臣直轄の部隊等の長並びに護衛艦隊司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、海洋業務群司令、開発隊群司令、護衛隊群司令、航空群司令及び潜水隊群司令は、第14条の規定による事故調査を行うため必要があると認めた場合は、当該部隊等に艦船事故調査委員会を設けることができる。

(事故防止対策実施状況報告)

第20条 事故艦船の長は、事故発生後直ちに事故防止について所要の措置を講ずるとともに、第12条第3項の規定により送付され、又は部隊等の長が作成した事故調査報告書の事故防止方法に関する意見に基づき、事故防止対策を実施し、別紙第4の形式による事故防止対策実施状況報告書を作成して事故発生後おおむね6箇月以内に順序を経て海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときには、海上幕僚長の承認を得て、その期間を延長することができる。

附 則

この達は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則〔自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達の附則抄〕

この達は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

この達は、昭和37年4月12日から施行する。

附 則〔海上訓練指導隊群の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和37年7月16日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則〔雑船の改称に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和51年9月25日から施行する。

附 則〔給油艦の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、昭和 51 年 10 月 29 日から施行する。
- 2 この達による改正規定中厚木航空基地隊に係る部分については昭和 48 年 10 月 16 日から、連絡所に係る部分については昭和 49 年 4 月 11 日から、輸送艇及び輸送隊に係る部分については同年 9 月 30 日から、第 4 術科学校に係る部分については昭和 50 年 10 月 1 日から、補給艦に係る部分については昭和 51 年 5 月 11 日から適用する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 55 年 3 月 17 日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則〔第 4 次改正による附則〕

この達は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

附 則〔潜水艦救難母艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 60 年 3 月 27 日から施行する。

附 則〔海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 61 年 3 月 27 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 5 月 21 日から施行する。

附 則〔輸送艇 1 号の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 3 月 17 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第 51 航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則〔第 5 次改正による附則〕

この達は、昭和 63 年 12 月 15 日から施行する。

附 則〔第 6 次改正による附則〕

この達は、平成元年 11 月 21 日から施行する。

附 則〔音響測定艦の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 3 年 1 月 30 日から施行する。

附 則〔掃海艦「やえやま」の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 5 年 3 月 16 日から施行する。

附 則〔第 1 ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 5 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月 31 日から施行する。

附 則〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 6 年 10 月 14 日から施行する。

附 則〔機雷敷設艦の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 8 年 11 月 29 日から施行する。

附 則〔掃海艇7号型の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年5月1日から施行する。

附 則〔掃海管制艇の就役等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達中第5条の規定は平成10年3月20日から、その他の規定は同月23日から施行する。

附 則〔哨戒艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成11年1月14日から施行する。

附 則〔自衛隊における感染症対策に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成11年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

この達は、平成14年7月1日から施行する。

附 則〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成16年4月8日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成16年8月6日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕

この達は、平成25年4月10日から施行する。

附 則〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年3月24日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、平成26年5月29日から施行する。

附 則〔第10次改正による附則〕

この達は、令和6年3月8日から施行する。

附 則〔掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和6年3月21日から施行する。

別紙第1（第11条関係）

艦船事故詳報

- 1 事故発生部隊等（艦船）の名称
- 2 事故発生日時・場所（位置）及び天候
- 3 事故概要（別表第1より分類すること。）
  - （1）発生時期
  - （2）事故態様
- 4 事故の状況
  - （1）事故艦船の行動の概要
  - （2）事故発生の状況
  - （3）事故に対する処置
- 5 行方不明者・死傷者の有無  
行方不明者・死亡者についてはその官職・氏名及び参考事項、負傷者についてはその  
具体的症状及び参考事項
- 6 施設・物件の損傷の状況  
損傷の箇所・程度・復旧（見込み）日時・復旧（見込み）金額等
- 7 事故の推定原因  
（考えられる事故の要因について別表第2を参考とし、事故発生に関する影響が大きい  
要因から列挙して説明を付けること。）
- 8 事故の及ぼす影響
- 9 所見その他
- 10 事故関係者の官職・氏名・略歴等

別紙第 2 (第 1 2 条、第 1 4 条関係)

艦 船 事 故 調 査 報 告 書

- 1 事故発生部隊等(艦船)の名称
- 2 事故発生日時、場所及び天候等
- 3 事故の概要
  - (1) 事故種別
  - (2) 発生時期 (別表第 1 により分類)
  - (3) 事故態様 (別表第 1 により分類)
  - (4) 事故関係者の官職、氏名、略歴等
- 4 事故の状況
  - (1) 事故艦船の行動の概要
  - (2) 事故発生の状況
  - (3) 事故に対する処置
- 5 人員の死傷(行方不明を含む。)及び施設、物件の損傷の状況並びに参考事項
- 6 修理復旧に関する事項及び所要の経費
- 7 事故の原因

(考えられる事故の要因について別表第 2 を参考とし、事故発生に関する影響が大きい要因から列挙して説明を付けること。)
- 8 事故防止法に関する意見等

別紙第3 (第17条関係)

艦船事故諸報告等の実施要領

報告種別	報告時期等	作成者範囲	報告(通報)先	部数	備考
艦船事故速報	訓令及びこの達 に定める事故が発生 した場合は直ちに	事故艦船の長 ただし、エアクッ ション艇の事故の場 合にあつては、搭載 されている輸送艦艦 長、搭載されていな い場合は所属の隊司 令とし、支援船の事 故の場合にあつて は、所属の隊司令又 は学校長とする。	海上幕僚長 [ 事故艦船の所属する上級部隊 等の長 在籍地方総監、処置を依頼 する部隊等の長、海上訓練 指導隊群司令、在籍地の海 上訓練指導隊司令、潜水艦 教育訓練隊司令、事故発生地を 管轄する地方 警務隊長、その他関係の部 隊等の長 ]	5部	(1) 事故により部外 の船舶、施設その 他物件に損傷を与 えた場合若しくは 人に損害を与えた 場合又は部外の援 助機関による救助 の必要を認めた場 合は、最寄りの海 上保安官署その他 に通報する。 (2) 電報又は電話に よる。
	訓令及びこの達 に定める事故の発 生を認めた場合 は、速やかに	事故発生地又は最寄 りの部隊等の長			
艦船事故詳報	訓令及びこの達 に定める事故が発 生し、委員会又は 第19条に規定す る部隊等の艦船等 事故調査委員会が 必要と認める場合 は、遅滞なく	各隊司令及び機関の長 ただし、自衛艦隊、 護衛艦隊、練習艦 隊、護衛隊群、潜水 隊群、海洋業務群及 び開発隊群の直轄す る艦船については、 それぞれの司令官又 は群司令とし、地方 隊の直轄する艦船に ついては地方総監と する。	海上幕僚長 (関係の部隊等の長)	各 1部	(1) 海上幕僚長への 提出分のうち、写 4部は海幕監察官 あて直送するこ と。 (2) 上級部隊等の長 から要求があつた 場合は、当該部数 とすること。

艦船事故調査報告書	「中事故」以上の場合及び海上幕僚長が特に指定する「小事故」及び「その他の事故」の場合は、事故発生後3箇月以内に	海上自衛隊艦船事故調査委員長	海上幕僚長 ※ { 事故発生部隊等の長 第1、第2術科学学校長 海上訓練指導隊群司令 各海上訓練指導隊司令 潜水艦教育訓練隊司令 掃海業務支援隊司令 その他関係の部隊等の長 }	2部 各1部	
	海上幕僚長が特に指定するものを除く「小事故」及び「その他の事故」の場合は事故発生後2箇月以内に	(1) 自衛艦隊、護衛艦隊及び潜水艦隊の直轄する部隊の艦船については、それぞれの司令官 (2) 群に所属する艦船については、群司令 (3) 地方隊に所属する艦船については、地方総監 (4) 練習艦隊に所属する艦船については、司令官 (5) 学校に所属する支援船については、学校長	海上幕僚長 (上級の部隊等の長)  { 上欄の※印のかっこ内に掲げる部隊等の長 }	3部 各1部 各1部	
事状 事故況 防報 止告 対策 実施	事故発生後おおむね6箇月以内に	事故艦船の長	海上幕僚長	2部	
		ただし、エアクション艇の事故の場合にあつては、搭載されている輸送艦艦長、搭載されていない場合は所属の隊司令とし、支援船の事故の場合にあつては、所属の隊司令又は学校長とする。	{ 事故艦船の所属する上級の部隊等の長 }	各1部	

別紙第4(第20条関係)

事故防止対策実施状況報告書

- 1 事故発生年月日
- 2 事故発生場所及び天候等
- 3 事故艦船等の名称
- 4 事故の概要
- 5 事故防止対策の実施状況

事故防止対策の項目	事故防止対策実施状況	実施(予定)年月日	その他

別表第1

艦船事故概要(発生時期・事故態様)分類表

1 発生時期

1	停泊中 (修理の場合を除く。)	a	<sup>びょう</sup> 錨泊時
		b	浮標係留時
		c	岸壁等係留時
2	出入港時	a	出入港準備作業中
		b	出港作業中(出港用意から別れまで)
		c	入港作業中(入港用意から別れまで)
3	航行中	a	通常航海中
		b	作業・訓練等実施中
		c	狭視界航行時
		d	狭水道通過時
		e	その他
4	修理中	a	入・出渠 <sup>きよ</sup> 作業中
		b	入渠 <sup>きよ</sup> 中
		c	係留中
		d	その他

2 事故態様

1	衝突
2	<sup>びょう</sup> 接触(艦船が係留中の岸壁と接触したもの、走錨等により他の艦船と接触したもの等)
3	乗揚
4	底触(船体には異状がなく、ソーナードーム等が海底その他に接触したもの)
5	転覆
6	沈没
7	滅失
8	行方不明
9	火災
10	浸水
11	船体損傷(1～10以外の場合)
12	機関損傷(同上)
13	推進器障害(同上)

14	かじ 舵損傷(同上)
15	搭載艇の損傷(1～14以外の場合)
16	その他艦船の運航に係るすべての機器の亡失・損傷等(1～15以外の場合)
17	運用上の人員事故(艦船の構造・設備又は運用に関連する人員の死亡若しくは負傷)
18	運用上の施設・物件事故(艦船の構造・設備又は運用に関連する他の施設・物件の滅失・損壊)
19	その他

別表第2 艦船事故主要原因分類表

1	判断の不適切
2	注意不十分
3	指揮監督不適切
4	指揮監督不十分
5	指導監督不適切
6	指導監督不十分
7	部下掌握の不十分
8	補佐不適切
9	補佐不十分
10	錯 誤
11	操船・取扱及び処置の不適切
12	着意不十分
13	研究不十分
14	整備不十分
15	点検不十分
16	材料衰耗
17	材質・構造及び工作上的欠陥
18	装置・機器の不良又は故障
19	不可抗力(天気・気象等による不可抗力)
20	不可抗力(他船の航行・操船の不良による不可抗力)
21	原因不明
22	その他